

**秋田県農地中間管理機構  
遊休農地解消対策事業実施要領**

(目的)

第1 この要領は、秋田県農地中間管理機構（以下「機構」という。）が行う遊休農地解消対策事業（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））第3の1の（1）のエの事業（以下「事業」という。））の実施に関し必要な事項を定める。

(事業内容)

第2 機構が農地中間管理事業により新たに借り受けた遊休農地を草刈り等の簡易な整備により解消する。

(対象農地)

第3 地域計画の区域内のうち目標地図において農業を担う者が位置付けられていない農地のうち、機構が農地中間管理権（賃貸借・使用貸借）を10年以上設定し、借り受けた遊休農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長、21農振第1598号農林水産省農村振興局長）」の第3の1の（3）のアの（ウ）のaに規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」をいう。）または、借り受けることが確実と認められる遊休農地。

2 前項の遊休農地は、借受け・解消した年度から翌年度までに貸付けが見込まれるもの。

3 所有者不明農地は本事業の対象外とする。

(整備の内容)

第4 遊休農地の解消のために実施する簡易な整備の内容は、草刈り、除礫、抜根（ただし、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除く。）、耕起・整地等とする。

(事業の申請)

第5 機構は、事業の実施を希望する耕作者（以下「申請者」という。）から事業の実施に係る申請書（様式第1号）及び事業対象農地所有者（以下「所有者」という。）の承諾書（様式第2号）等を徴取し、申請内容を確認の上、予算の範囲内で事業を行うものとする。

2 申請書の提出期限は、機構が別に定める日までとする。

(事業の実施)

第6 機構は、事業の実施を決定したときは、決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に対して事業実施の決定を通知する。また、事業を実施しない場合は、不実施決定通知書（様式第3号）により申請者に対して事業の不実施を通知する。

2 事業の実施に当たっては、国の補助制度（実施要綱の別記1の第4の3に示された交付単価（以下「国交付単価」という。）を上限とする。）を活用するものとする。

る。

3 事業の実施方法は、機構以外の者に作業を委託して行うものとする。

(作業委託)

第7 機構は、所有者以外の者に対して、作業委託することとする。

(費用負担)

第8 事業に要する経費のうち、国交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額を超過した分については、申請者の負担とする。

(負担金の徴収等)

第9 申請者以外の者に作業を委託する場合、国交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額を超過した分については、事業の負担金とする。

2 負担金は、事業完了後に精算し、機構から直接申請者へ請求する。

3 機構は、負担金の支払遅延があった場合は、災害その他のやむを得ない事由による場合を除き、支払うべき額につき延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率の割合で計算した延滞金を申請者から徴収するものとする。

(完了確認及び貸付け)

第10 機構は、事業が完了したときは、申請者立ち合いの上、事業完了の確認を行う。

2 機構は、完了確認の後、当該農地を申請者へ引き渡すものとする。

(事業の条件)

第11 機構は、借受基準を満たさない場合や簡易な整備による解消が困難と判断する場合等、当該農地の状況により事業を実施しないことがあること。

2 事業を実施した農地については、農地中間管理権の設定期間中、原則として解約には応じないこと。

3 なお、やむを得ず解約する場合は、事業に要した費用のうち国交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額の支払いを求めることがあること。

(その他)

第12 この要領に定めのない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

様式第 1 号

令和 年度遊休農地解消対策事業申請書

令和 年 月 日

(秋田県農地中間管理機構)  
 公益社団法人 秋田県農業公社  
 理事長 様

(申請者) 住所  
 氏名 印

下記土地について、遊休農地解消対策事業の実施を申請します。

なお、遊休農地解消対策事業に要する経費のうち、国交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額を超過する分について、負担することを承諾します。

1 対象土地

No.	所在・地番	地目	面積 (㎡)	実施内容	
				区分	規模
1				草刈り 除礫 耕起・整地 伐根 その他( )	㎡ ㎡ ㎡ 本
2				草刈り 除礫 耕起・整地 伐根 その他( )	㎡ ㎡ ㎡ 本

2 当該農用地の利用計画

※該当する項目に○印を記載してください。

No.	耕作予定者	利用期間	解消後の利用方法※
1		令和 年 月 日から 令和 年 月 日	水稻・茶・露地野菜 ・施設・その他( )
2		令和 年 月 日から 令和 年 月 日	水稻・茶・露地野菜 ・施設・その他( )

3 添付資料

- (1) 位置図
- (2) 現地写真
- (3) 承諾書(様式第2号)

様式第2号

承 諾 書

令和 年 月 日

(秋田県農地中間管理機構)  
公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長 様

住 所  
氏 名 印

私は、下記土地において遊休農地解消対策事業が行われることを承諾します。

1 土地の表示

所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)

2 事業内容

遊休農地解消対策事業申請書のとおり

様式第3号

遊休農地解消対策事業実施（不実施）決定通知書

文 書 番 号  
令和 年 月 日

申請者氏名 様

(秋田県農地中間管理機構)  
公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長

令和 年 月 日付けで申請のありました遊休農地解消対策事業については、実施する（実施しない）ことと決定しましたので、通知します。

(実施の場合)

1 対象土地

所 在	地 番	地 目	地積 (m <sup>2</sup> )

2 実施予定期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで

3 実施内容

4 費用（見込み）及び申込者の負担見込み

工事費用 円（うち申請者負担額 円）

※ 工事完了後に確定金額を報告します。  
また、ご負担いただく費用の支払い方法については、その際に指定させていただきます。

様式第4号

請求書

令和 年 月 日

申請者氏名 様

(農地中間管理機構)  
公益社団法人 秋田県農業公社  
理事長

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日付けで申請のあった遊休農地解消対策事業が完了したので、負担金として上記金額を請求します。

1 内訳

全体事業費 a	円
補助額 b	円
負担金 a-b	円

2 振込先

- (1) 振込先金融機関名
- (2) 口座種別・番号
- (3) 口座名義

3 振込期限

令和 年 月 日まで

(別紙)

全体事業費内訳

名称	形式	数量	単位	単価	金額	備考
合計②					円	